

平成30年11月2日

正会員各位

公益社団法人日本植物園協会 会長 岩科 司
協会表彰候補者選考委員会 委員長 邑田 仁

協会表彰候補者の推薦について（依頼）

例年のとおり第54回大会（開催場所：仙台市）において協会表彰規程に基づく表彰を行います。表彰式は2019年5月23日（木）の予定です。表彰候補者を下記の要領によりご推薦願います。推薦は各賞それぞれについて1園1名を原則とします。

表彰候補者は、授賞年度（2019年）の大会の時点で当該施設に在籍しておられることを原則とします。また、大会時に行われる表彰式に必ず出席するものとし、代理で表彰を受けることは相当の事由がない限り認めないものとします。なお、過去に受賞された方を同一の項目で推薦することはできません。

表彰者の選考結果は3月の通常理事会の議を経て決定後、推薦者宛にお知らせします。

記

1. 推薦の基準

- (1) 植物園功労賞：協会表彰規程第3条（1）に該当するもの。なお「勤務実績」については植物園並びに関連施設における勤務年数が通算で概ね20年以上であることとする。植物園功労賞に推薦されたものなかから木村賞受賞者を選ぶこともあり得る。
- (2) 木村賞：協会表彰規程第3条（2）に該当するもの。過去に植物園功労賞の受賞歴があっても推薦することができる。
- (3) 坂崎奨励賞：協会表彰規程第3条（3）に該当するもの。
※2018年をもって Aboc・CULTA 賞はその授与を終了しました。

2. 提出書類（すべてA4サイズで作成してください）

- (1) 推薦書：別紙様式で当該職員の氏名、住所、職歴、勤務年数、職務内容、推薦理由を記載のこと。推薦理由は賞の選考において最も考慮されるので、詳しく記述すること。推薦理由は、必要に応じて別紙（形式自由）2枚以内を追加することができる。
- (2) 参考資料：論文別刷など、業績を説明する補助資料を5点以内で添付することができる。記事の切り抜きなど小さいものはA4の台紙にまとめて貼り付けること。
- (3) 提出方法：PDF形式の電子データ一式を、下記メールアドレス宛にお送りください。容量が10メガを超える場合は、CD-R等で郵送願います。

3. 締切 2019年1月25日（金） ※事務局必着

4. 推薦書の送り先

〒114-0014 東京都北区田端 1-15-11 ティーハイムアサカ 201
公益社団法人日本植物園協会 事務局 担当：皆川
メールアドレス： minakawa@syokubutsuen-kyokai.jp

【別添え①】

参考資料：協会表彰被表彰者（平成 25 年～30 年）

木村賞

平成 25 年度：該当者無し

平成 26 年度：兼本 正（富山県中央植物園）

平成 27 年度：遊川 知久（国立科学博物館筑波実験植物園）

平成 28 年度：黒岩 宣仁（高知県立牧野植物園）

平成 29 年度：該当者無し

平成 30 年度：神戸 敏成（富山県中央植物園）

植物園功労賞

平成 25 年度：該当者無し

平成 26 年度：村田 雅一（京都府立植物園）

山下 英夫（国営武蔵丘陵森林公園都市緑化植物園）

平成 27 年度：篠原 秀順（京都府立植物園）

平成 28 年度：該当無し

平成 29 年度：西元 靖志（大阪市立大学理学部附属植物園）

磯見 吉勝（京都府立植物園）

平成 30 年度：辰尾 良秋（富山大学薬学部附属薬用植物園）

竹下 博文（大阪市立大学理学部附属植物園）

坂崎奨励賞

平成 25 年度：出野 貴仁（東京大学大学院理学系研究科附属植物園）

島田 有紀子（広島市植物公園）

平成 26 年度：植村 仁美（国立科学博物館筑波実験植物園）

平成 27 年度：亀谷 芳明（内藤記念くすり博物館附属薬用植物園）

平成 28 年度：阿部 篤志（一般財団法人沖縄美ら島財団）

大久保 智史（日本新薬株式会社山科植物資料館）

二階堂 太郎（国立科学博物館筑波実験植物園）

野崎 香樹（武田薬品工業株式会社京都薬用植物園）

平成 29 年度：魚住 智子（宇治市植物公園）

平成 30 年度：林 寛子（新潟県立植物園）

【別添え②】

協会表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第53条（規程の制定）に基づき、公益社団法人日本植物園協会（以下「協会」という。）定款第4条第1項第5号の事業として、植物園事業に功労のあった者の表彰等を行うために必要な事項を定めるものである。

(表彰の種類と概要)

第2条 植物園事業に功労のあった者を顕彰し、もって、植物園事業の発展に寄与することを奨励するため、協会表彰を行う。

2 協会表彰は以下の4つとする。

- (1) 植物園功労賞 植物園および関連施設において施設の管理や植物の育成、研究等に功労のあったものに授与する。
- (2) 木村賞 本協会功労者木村亘氏を記念して設けた賞で、植物園功労賞に該当する中から、特に優れたものに授与する。
- (3) 坂崎奨励賞 名誉会員坂崎信之氏の協力により設けた賞で、植物園および関連施設における若手職員の研究活動等を奨励するために授与する。
- (4) Aboc・CULTA 賞 特定非営利活動法人植物分類名称研究所（NPO The Institute for Cultivated Plant Taxonomy）及びアボック社からの寄付に基づき設立した賞で、植物園および関連施設における植物の学名や栽培品種名の適切な表示および利用の普及を振興するために授与する。

(表彰の基準)

第3条 協会表彰は、次の各号の一に該当するものについて行う。

(1) 植物園功労賞

- ア 植物園並びに関連施設において勤務実績を積み、成績の優良であった役職員等。
- イ 植物の育成につき、特に功労のあった役職員等。
- ウ 植物園の発展につき、特に寄与すると認められる研究を行った役職員等。
- エ 以上のほか、植物園事業に顕著な功労のあった役職員等。

(2) 木村賞

- (1) のイ、ウ、エに相当するものの中で特に優れたもの。

(3) 坂崎奨励賞

本協会誌または大会研究発表会ならびに植物園等が発行する印刷物に研究業績を発表、あるいは所属園園長等が推薦した概ね年齢40歳以下の職員等。

(4) Aboc・CULTA 賞

植物園事業や研究活動等において植物の学名や栽培品種名の適切な表示と普及に貢献した個人及び団体等。

(表彰者数と授与)

第4条 協会表彰は会長名の賞状を授与する。

- 1 植物園功労賞は毎年度若干名を表彰する。
- 2 木村賞は毎年度1名程度を表彰する。
- 3 坂崎奨励賞は毎年度若干名を表彰する。
- 4 Aboc・CULTA 賞は2018年度までの毎年度1名を表彰し、Aboc・CULTA から寄付される賞金10万円を贈呈する。
- 5 協会表彰には副賞を授与することができる。

(表彰者の選考)

第5条 表彰者の選考は協会表彰候補者選考委員会で選考し、理事会の決議により決定する。

- 1 協会表彰候補者選考委員会の構成と運営については委員会規程に従う。
- 2 選考委員会は、会員から別紙様式により表彰候補者の推薦を受け、これに基づいて選考を行う。
- 3 委員長は表彰候補者が決定した場合、速やかに理事会に報告しなければならない。

(改 廃)

第6条 本規程を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

附 則

この規程は、平成25年5月30日から施行する。(平成25年5月30日理事会議決)

(平成26年3月14日理事会修正議決)